

自立支援医療給付

【問合せ】福祉課 介護保険係

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

給付の種類	対象者	対象となる主な障がいと治療例	利用者負担
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方	(精神疾患) 向精神薬、精神科デイケア等	月2,500円 ～20,000円 収入に応じて異なります。
更生医療 (18歳以上)	身体障がい者手帳の交付を受け、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方	(関節拘縮) 人工関節置換術 (白内障) 水晶体摘出術 (心臓機能障害)	
育成医療 (18歳未満)	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者	(弁置換術、ペースメーカー埋込術 腎臓機能障害) 腎移植、人工透析	

介護保険

【問合せ】福祉課 介護保険係

介護保険制度は、要介護認定などを受けた人が、さまざまな介護や支援のサービスを受けられる制度で、町が運営しています。

対象	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方 ・40～64歳で介護保険の対象となる特定疾患が原因で介護が必要とされる方 	訪問調査の結果や主治医意見書をもとに介護度の認定を行い必要な介護サービスを受けることができます。

サービスの種類

☆介護サービス (要介護1～5の人が利用できます。)

在宅サービス 自宅で生活しながら、訪問を受けたり施設に行ったりして利用するサービスです。

訪問を受けて利用するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護 (ホームヘルプ) ●訪問リハビリテーション ●訪問看護
事業所などに通って利用するサービス	●通所介護 (デイサービス)
短期間宿泊して利用するサービス	●短期入所生活介護 (ショートステイ)
生活しやすい環境を整えるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉用具貸与 ●特定福祉用具販売 ●住宅改修費支給

施設サービス 介護保険施設に入所することで、日常生活上の介護や療養上のさまざまなサービスが利用できます。

日常生活の支援や介護	<ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です ●介護老人保健施設 (老人保健施設)
------------	--

☆介護予防サービス (要支援1・2の人が利用できます。) 高齢者の健康・障がい者支援

自宅で生活しながら、訪問を受けたり施設に行ったりして利用する介護予防のためのサービスです。要支援1・2の人は介護予防・生活支援サービス事業も合わせて利用できます。

訪問を受けて利用するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防訪問リハビリテーション ●介護予防訪問看護
短期間宿泊して利用するサービス	●介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)
生活しやすい環境を整えるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防福祉用具貸与 ●特定介護予防福祉用具販売 ●介護予防住宅改修費支給